

京都府電気事業経営健全化に係る 財務等分析業務委託仕様書

1 委託業務名 京都府電気事業経営健全化に係る財務等分析業務

2 委託期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務の目的

大野発電所では、由良川下流域を水害から守る目的で洪水調節用として建設された大野ダムの貯留水を利用した水力発電事業を、昭和36年5月から実施。年間4千万kWhを目標に洪水期における洪水調節に支障を与えない範囲において発電している。

こうした中、電力システム改革によって関西電力株式会社との卸売供給事業が廃止され、総括原価方式に基づく料金体系や長期契約から、一般競争入札を通じた売電先の決定に変更になった。

今後も託送料金改革や容量市場の導入など、電気事業を取り巻く環境はかつてない変化に直面している。

また、水力発電所の稼働から60年余が経過し、全体的に設備の老朽化が進んでいることから、その対策が課題になっている。

令和3年3月に策定した「京都府電気事業経営戦略」においても、令和3年度から10年間はおおむね経営は安定するものの、中長期的には厳しい資金繰りが予測されると指摘しており、公設公営の経営健全化のため経営形態の変更まで踏み込んだ検討をすることが必要となる。

電気事業の経営健全化を検討するにあたっての、基礎資料として、経営形態別の収支推計及び財務分析等を作成・整理する。

【大野発電所】

所在地;南丹市美山町柏原中ノ山48

最大出力11,000kW

4 業務内容等

電力の自由化に伴い、発電事業者課せられる新たな責任や負担について整理するとともに、再エネの環境価値の動向、気候変動に伴うリスク等も踏まえた上で、府が貸与する「京都府電気事業経営戦略」等の資料を元に、以下に示す業務を実施し報告書を作成すること。

(1)大野発電所を民間事業者等へ譲渡する場合の事業価値を令和5年度から令和24年度までの20年間を期間とする収支シミュレーションに基づき、DCF法等により試算する。

併せて、財務面からの影響及び法令等の面からも分析を行う。

(2)以下の経営形態ごとに、コスト削減や民間のリターンを踏まえた上での令

和5年度から令和24年度までの20年間を期間とする収支シミュレーション及び経営分析を行うとともに、経営形態ごとのリスクを抽出し、京都府と民間企業等のリスク分散やリスク軽減策等の検討を行う。
なお他に有益な事業形態があれば提案すること。

- ① 京都府が直営により大野発電所を経営する場合
- ② O&M等の民間委託をする場合
- ③ コンセッション方式を行う場合

(3) 民間事業者等へのヒアリング

上記(1)及び(2)の収支シミュレーションを行うにあたり、コスト削減や民間のリターン水準等について、原則として複数の民間事業者や有識者にヒアリングを行う。

(4) 上記(1)及び(2)の結果を踏まえ、経営形態の選択肢の比較検討を行い整理・提案する。

5 業務の実施方法

(1) 業務の実施体制

当該業務に対して客観的・専門的知見をもって適切かつ正確に履行できる体制を確保するとともに、京都府からの問い合わせ等に対し、遅滞なく対応できる体制を確保すること。

- ・ 地方公営企業会計基準を熟知している者1名以上又は公認会計士1名以上を配置すること。
- ・ 過去5箇年間に於いて、公営電気、公営ガス、上下水道、交通事業等の官民連携手法に関する実務的検討支援又は実行支援業務の実績がある者を配置すること。
- ・ 過去5箇年間に於いて、公営電気、公営ガス、上下水道、交通事業等の公共インフラ資産の価値算定に関する実績がある者を配置すること。
- ・ 電力システム改革や再エネの環境価値について精通した者を配置すること。

(2) 打合せ等

- ・ 受託者は、契約締結後、5日以内に業務の遂行体制及びできるだけ詳細な作業項目、スケジュール等を記載した業務計画書を提出し、京都府の承認を受けるものとする。
- ・ 打合せは業務着手時のほか、原則として隔週に1回程度、打ち合わせを行うとともに、業務の主要な区切り、また、京都府が必要と認める場合においても行うものとし、議事要旨については受託者がその都度作成し、相互に確認するものとする。

- ・ 時期に応じて、中間案、最終案を作成し、附属資料とともに説明を行うこと。
また、経営形態別の財務分析をもとに、より良好な経営方法等について助言及び提案を行うこと。
- ・ 業務の遂行に必要な府の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。
(例) 決算書、将来の減価償却費推計・更新投資計画、発電量データ等

(3) 民間事業者等へのヒアリング

- ・ ヒアリング先の企業等は、京都府と受託者の協議の上、決定する。
- ・ ヒアリングにおいては、京都府の発電事業の概要、収支実績等の情報を整理する。
- ・ 情報を提供するにあたり必要となる秘密保持契約案について、京都府が留保すべき条件を受託者が検討の上、用意する。

6 委託業務終了後の提出書類

- (1) 業務完了報告書
- (2) 調査報告書（紙媒体：A4判 10部、電子媒体：CD-R 1式）
（別添 調査報告書の作成イメージ参考のこと）
- (3) 本業務の遂行過程で作成した調査・評価結果等資料（同上）

7 特記事項

- (1) 受託者は、京都府と連携を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
なお、契約期間満了後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、受託者が第三者に業務の全部又は一部を委託することはできない。ただし、予め京都府の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を委託することができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、京都府と受託者が協議の上、定めることとする。

(別添)

調査報告書の作成イメージ

①直営	京都府のP/L、B/S、CF、収支推計（収益的収支・資本的収支） 収入：市場価格を前提に再エネ価値を含む 容量市場導入後の相対契約への影響を検討 パターン：（託送基本料金）の想定と転嫁する場合、 できない場合
②O&M等の民間委託	京都府のP/L、B/S、CF、収支推計（収益的収支・資本的収支） 収入：市場価格を前提に再エネ価値を含む 容量市場導入後の相対契約への影響を検討 パターン：（託送基本料金）の想定と転嫁する場合、 できない場合
②コンセッション	民間事業者のP/L パターン：資本的収支を含む